

選挙管理委員会からのお知らせ

市議会議員選挙当選の効力に関する異議申出の経緯

問い合わせ 市選挙管理委員会 ☎592188

平成27年8月9日執行の市議会議員一般選挙の当選の効力について訴訟となっていました。10月18日に最高裁判所が県選挙管理委員会の申し立てを上告審として受理しない旨を決定しました。このため、平成27年8月9日の開票時点の各候補者の得票数で当選人が確定しました。

これまでの経緯

①市議会議員一般選挙の実施

定数16人に対し19人が立候補し、平成27年8月9日に投票が行われ、同日の選挙会で当選人を決定、市選挙管理委員会では翌日、当選人の告示をしました。

選挙結果（抜粋）

・山本孝三氏

496票（最下位当選人）

・北林たかし氏

494票（次点者）

投票の状況

投票総数 14、129票

（有効投票14、006票）

（無効投票123票）

②市選挙管理委員会（市選管）への異議申出

選挙結果に対して次点者の北林氏から当選の効力に関し異議の申し出がありました。異議申出を受けて市選管では一部の投票の再点検を行い、過去の判例などを参考にした上で、選挙会で無効票とした票のうちの2票を北林氏の有効票と判断しました。（無効票とされていた「北地たかし」「キタジタカシ」と記載された2票を、北林候補の有効票であると判断）その結果、最下位当選人と次点者の得票数が同数となったため、平成27年10月5日に最下位当選人の当選を無効とする決定をしました。

③県選挙管理委員会（県選管）への審査申立

当選無効の決定を受けた山本氏が、決定の取消を求め、県選管に審査の申し立てをしました。県選管は、山本氏の申し立てと市選管の弁明を受け、審査した結果、市選管の決定は妥当であると判断し、平成27年12月22日に申し立てを棄却する裁決をしました。

④広島高等裁判所への提起

裁決を不服とする山本氏が、裁決の取消を求め、裁判所へ訴訟を提起し、5月17日にその判決がありました。

裁決取消請求事件

（平成28年（行ケ）第1号）

原告 山本孝三氏

被告 県選挙管理委員会

判決 被告が平成27年12月22日付けでした裁決は、これを取り消す。訴訟費用は被告の負担とする。

裁判所の判断（抜粋して要約）

「キタジタカシ」と記載した投票者の意識の中には、「キタジ」という音が思い浮かべられていたと推認するのが合理的であり、北林候補の氏（きたばやし）を思い浮かべていた者が誤って片仮名で「キタジ」と記載してしまったという事態は考え難く、同投票者が北林候補に投票する意思を持って氏を誤記したものは認め難い。

⑤最高裁判所での決定

県選管は、最高裁判所に対して、上告受理申立を行いました。最高裁判所は10月18日に「上告審として受理しない」旨を決定しました。

これにより5月17日の広島高等裁判所の判決が確定し、開票時点の各候補者の得票数で当選人が確定（山本氏の当選）しました。



投票のときは、候補者の氏と名をしっかりと投票用紙に記入しましょう。